



来年はどれだけ成長しているのかな？

11月26日(木)保健センターにおいて、乳児健診が行われました。

1歳未満の乳児を対象として、医師の健康診断、身長・体重測定、子育てのアドバイスが行われました。



広報 にしがわ

12

第566号 平成10年12月10日号

〈10月末日現在〉男6,191人 女6,616人 計12,807人(前月比+0)
 転入36人 転出40人 出生6人 死亡2人 世帯数3,396(前月比+6)

●今月のページ

「町長と語る会」	2
街かどスケッチ	6
お知らせ・情報	8
介護保険てなんだろう？Q&A(第6回)	14
老人保健制度とは	16
町民のうごき	24

住民のみなさんの 「意見・要望」

町長と語る会

町民の皆様と町長が直接話し合う「町長と語る会」を10月19日、20日、21日の3日間、町内を鑑郷、曾根、升湯の3地区で開催しました。頂いたご意見・ご要望を今月号と来月号の2回に分け掲載します。

これからも町行政に対し、ご意見・ご要望がありましたらお気軽にお寄せください。お待ちしております。



Q 航空防除について、最初から年2回実施と決めるのではなく、年1回とし必要ときに散布することはできないか。

A 実施にあたっては効果が上がるよう、適時・適切に農薬散布の前後に病害虫の調査を行いその発生状況を把握しています。なお、発生データーを基本として、新潟県で定められた防除指針に基づいた実施を行っています。

Q ごみ焼却場の維持費は、各

町村のごみの量によって負担するのか。

A ごみの排出量によって決まっております。西川町は約2割となります。

Q 町内集落の要望事項について、町は検討結果を連絡してほしい。

A 要望された案件については必ず回答いたします。

Q 地域からの道路工事や悪水

路整備補助事業の要望書は毎年同じ物を提出しなければならぬのか。

A 道路の工事箇所の要望書は、1度提出してあれば提出の必要はありません。新規要望のみ提出して頂くこととなります。

Q 消火栓をもう1か所設置してほしい。

A 基準では120メートルの円のなかで1基設置することになっています。現在下水道工事に伴い地下式消火栓を地上式消火栓に変更しています。押付団地も計画のなかに入っていますが、水道管の大きさや設置場所等の問題もあり、ガス水道課と協議しながら検討していきます。また消火栓設置の申請書を提出してください。

Q 駅前の放置自転車について、駅前整備事業は、いつから実施されるのか。

A 現在、現況測量等を行っている段階です。これが終わりたい議会と協議して、今年度中に用地買収だけでも済ませたいと思っています。また、



放置自転車について、条例を制定して取り締まれという声もあります。

Q 高橋源助の墓をこの町の養人の場所として整備できないか。

A 地元の要望もあり、関係者等と話し合いを行っています。目安がつきしだい本格的に進めたいと考えています。

Q 町の文化財の標識が傷んで醜くなっているので、早く予算化して欲しい。

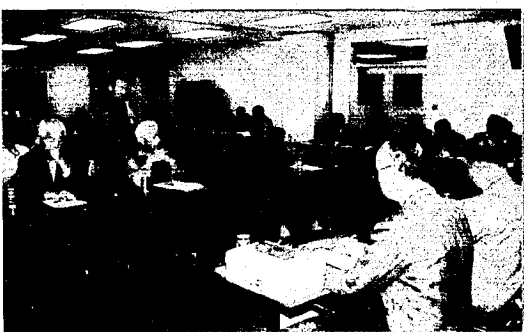
A そのようにやりたいと思います。

Q 町の行事について、マスコミにPRしてほしい。

A マスコミには、その都度、行事等の資料は送っています。今後も一層PRに努めていきます。

Q 街路灯が、朝誰もいないのについている。省エネできないのか。

A 通常、街路灯は自動点滅機



により作動しており、朝は明るくなるので消灯するようになっていきます。また、公衆街路灯は、1か月定額料金の契約としており、点灯時間による電気料金の差がないため、町の財政支出には影響ありません。

街路灯全てを、朝一定の時間に消灯させるためには、灯具それぞれに改良が必要となります。その費用はかなりの支出となるため、改善は検討していません。

Q 放し飼いの犬やふんの後始末など、飼い主のマナーが悪いので、広報で、PRしてほしい。

A 狂犬病予防注射の際にリーフレットを配布するとともに、広報を通して、マナーを徹底するようにしていきます。

Q 減反(緊急生産調整)未達成の場合、個人又は町に対してのペナルティーはあるのか。

A 国・県からもペナルティーはありません。しかし、農業政策における補助事業を行うにあたり、申請事業の採択について、優先順位を付けられているのが実態であります。

Q 不登校問題の要因と対策は

どのように行っているのか。

A 原因は家庭、学校、地域社会の要因が複雑に絡み合っていると考えられます。

学校は一丸となり解消に努めていますし、町でも教育相談員、心の教室相談員を設置し対応しています。

Q 不登校問題について、教育委員会の中で、どの程度協議されているのか。

A 教育委員会では、地域の代表、各学校長及びPTAで構成された児童生徒育成対策委員会を設置して話し合っていたり、その対応については各学校長を通じて具体化し指導して頂いています。

Q 青少年の非行問題について、どのような対策を行っているのか。

A 青少年問題協議会及び青少年育成町民会議を中心にして、家庭教育や地域教育に関するさまざまな広報活動や行事を行っています。

例えば、広報紙の発行・立て看板の設置・講演会・ジュニア研修会・各種スポーツ大会等を実施する中で、親子のふれあ

を大切にしながら、青少年の非行防止に向けた取り組みを行っています。

Q 通学のための歩道で、雨水で溢れる箇所があるので、その管理はどのようにしているのか。

A 消雪パイプを敷設するといろいろな問題がでています。その現況を見てから対応を考えていきます。

Q 我々が飲んでいる水の安全性について、どういう対策をとっているのか。

A 水道水については、厚生省の示す47項目の水質基準があり、町では国と県で指定した新潟県環境衛生研究所に検査してもらい全て合格しています。O-157、クリプトスポリジウム、ジアルジアの検査も合格しています。

水道の原水は、西川上流の岩室村夏井からパイプラインで引いて来て水道水を作っています。今年から十カ年計画で老朽管入替えにも着手しました。

この外、毎年春には町内全域の本管内掃除を行っています。水質の管理には、法定検査以外でも、浄水場で毎日2回以上

の水質検査、週に1回は各地区本管末の水道水の塩素消毒反応の検査を行うなど、常に安全で安心して使って頂ける水道水をお届けしています。

Q 下水道工事について、升潟地区はいつ頃行うのか。また、その工事費は。

A 今、曾根町部、来年から鑑郷の鉾地区に入るわけですが、基本的には町部地区が中心となっており、升潟までくると平成22年度を最終目標として整備を進めています。しかし、国の情勢を考えるとなかなか厳しく、現在3、4年遅れています。今の段階で、升潟地区にいつはいるかというのは言えない現状です。

工事費については、供用開始になりますと、負担金がかかりますので、議会と相談し決定します。また、使用料もかかることとなります。

Q 各町内とも幹線農道があるわけですが、舗装するしないの基準はどのようになっているのか。

A 建設課では、町道を認定して頂いた道路について、道路改良や舗装をしています。農道に

Q 住み良い町、豊かな町にしていくために、どんな方策を考えているのか。

A 曾根・押付地域については、開発予定地として計画してあるので、開発は進んでいくと思われれます。升潟地域も農業振興地域から除外して住宅団地を造ってもらいたいという意見もあります。

工業団地については、一流企業の進出は期待出来ません。当町の場合、今年、旗屋工業団地に2社進出予定となっていますので、職場、生活、教育等の分野も一層充実して行きたいと思えます。

Q 行財政改革について、どのようになっているのか。

A 国、県及び市町村とも財政状況は厳しく、食糧費、旅費及び消耗品費などの消費的経費を極力削減しています。

また、職員数も、当町と同規模の町と比較して少なくなっています。



については、農政課でモデル事業などで進めています。

Q 町道を舗装する権限は議会が持っているのか。

A 地域の皆さんからの要望を、町長が提案し議会の承認を頂いて工事を進めています。

Q 町道を舗装して欲しいといくつも要望が出てきた場合は、優先順位はどうなるのか。

A 優先順位は、町内集落からの要望が全部出てきた中で予算と照らし合わせ、緊急性の高い事業から町長が決定し議会に提出しています。

Q 町職員の採用基準はどうなっているのか。

A 町の職員採用は、一般教養試験を人事事務組合に委託し、一般教養試験と作文試験の合計で決定しています。

Q 農家の問題についてどのようになっているのか。またいい方向性を見い出せないか。

A 一大変革期を迎えたということが実感です。経済構造も第4次産業に移行している時期だと思っています。農家を取り巻く環境については、緊急生産調整いわゆる減反を自由に作付けた場合、米の販売先や農家自体、農協の対応に問題の発生が予想されます。国策に従い方法を見い出していきたいと思っています。

Q 町の活性化について、今現在のイベントを大きくしていくのか。それとも新しいイベントを考えているのか。

A 近年、押付団地や美里、升潟団地などが誕生し、3分の1くらいが新しい住民となっています。その中で、西川町の住民となってもらうためいろいろないイベントを、町民ふれあい

の場として続けてきています。今のところ、新しいイベントより、時代激まつりの内容充実を図っていきたいと思います。

Q 新しい住民と以前から住んでいた住民との間にトラブルが発生している。行政のほうで、新しい住民に対して町内集落のきまりを指導していく必要があるのではないか。

A 新しい住民の町内集落における不満やトラブルについては、その町内で話し合い、決まりをつけてもらっているのが実態です。役員等をしてもらうなど、早く町内に馴染んでもらうしかないと思いますし、時間も掛かるのではないかと考えています。



農産物販売フェア 東京で開催



さる11月7日(土)に町、JA等農業関係団体が一体となり、にしかわ農産物販売フェアを東京近郊在住者で組織する「東京新潟西川会」の協力で開催しました。

今年で4回目を迎えたこのフェアは、町で採れた野菜・米等を販売することで、農業のPRと東京の消費者とのネットワークづくり、あわせて町出身者との交流を目的に実施したものです。



会場では、秋野菜等の販売をはじめ、コシヒカリで握ったおにぎり、鴨汁の無料サービス、さらには、今年始めて行った餅つき大会、おたのしみ抽選会で来場者に楽しんでもらうことができました。

また、当日は、同会場で第6回目の「東京新潟西川会」総会が、町長・議長ほか関係者多数が出席するなか盛大に開催されました。

街かど

スケッチ

去る11月15日(日)、西川中体育館で町民バレーボール大会が開催され、各試合とも熱戦が展開されました。

結果は次のとおりです。
優勝 ファジーネーブル
準優勝 S・M・C
第3位 西川ママ
第3位 N・V・C



住宅防犯診断を実施

空き巣狙い・乗り物盗などの窃盗犯や少年犯罪が多発するなか、西川町防犯組合と警察では住宅防犯診断を実施しました。

今回は矢島地区と水道町地区及び貝柄地区135世帯を対象に実施した結果、不在で玄関や窓の鍵かけ忘れ50世帯、自動車やバイクのキー付けっぱなし19世帯でした。平成9年中の西川町管内での刑法犯認知件数は95件(前年80件)非行少年の補導は20人(前年10人)と憂慮すべき状況にあります。このような情勢のなか、防犯組合と警察では犯罪を未然に防いで、明るく住みよい街にするために、色々な地域安全運動に取り組んでいます。『自分たちの街は自分たちの手で守る』という地域一体となった安全活動を展開していくことが不可欠であります。

今後もさらに住民の方々と連携して『安心の街』づくりに取り組んでまいりたいと思いますので、皆様方のご理解とご協力をお願いします。



文芸にしかわ

俳句

紅葉狩友それぞれに一句詠む
市橋 金吾

電線に居ならぶ雀時雨かな
笹川カツヨ

時雨るるや傘傾けて子等いそぐ
福島 阿支

しぐれ夜や病む父大き喉ぼとけ
星 良三

秋しぐれ出で湯に和む旅疲れ
山田八千代

日の暮れもつるべ落しや目刺焼く
山際 伝市

落ち葉掃く寂しき思い振り切りて
吉川 志介

此の宿の先は山道草紅葉
多賀 也寿

返り花しづかにたどる過去の日々
森 武

児らむれて童話からくり菊人形
渡辺 湖生

草紅葉川の流に身をまかせ
加藤 静江

紅葉狩り日暮れ忘れて四方ばなし

短歌

朝妻シン
高柳の山あい小さき湖いくつ水面に青く空映しをり
高波フサ

留守の家にたまたま帰れば窓ぎわに何鳥ならむ頭の赤き鳥
水野シヅ

朝食はパンとコーヒーみ佛は米一合を炊きて供えり
中原京子

「世界一」と心に叫び奥入瀬の溪流に沿ひ落葉ふみゆく
早田スミ

川柳
舟入りの七色ドロップなつかしき幼にかえりたのしみて食む
岡本辰雄

幸不幸みなそれぞれの道歩む
渡辺藤蔵

政治家も裁きを受ける汚職病

町民バレーボール大会の結果

巻警察署西川交番 12月11日開所



建設中であった巻警察署西川交番が12月11日に開所します。

新設された西川交番は、木造一部二階建てで、曾根神社県道脇に建設されました。

交番は、24時間の勤務体制となっています。

交番開所に伴い、現在の曾根駐在所及び下山駐在所は、廃止されますので、お知らせします。

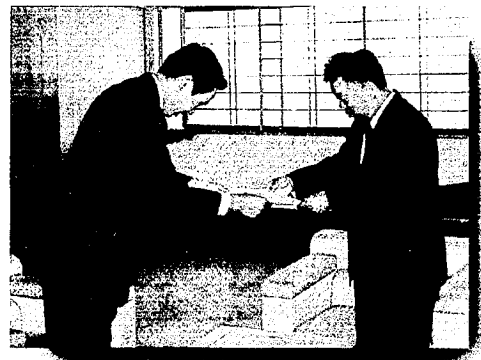
東北電力(株)巻営業所 「防犯灯」を寄贈

東北電力(株)巻営業所では、地域とのつながりを深めるため、例年、地域に役立つ活動を実施しています。

今年も活動の一つとして、当町に防犯灯を14灯を寄贈されました。

町では、この防犯灯を有効に活用させていただきます。

どうもありがとうございました。



NHK海外たすけあい (第16回) の実施について

「NHK海外たすけあい」は、世界の災害被災者の方々に対する救援活動や災害対策、保健衛生事業などの開発協力に使用させて頂いています。義援金の受付は、12月1日から12月25日まで役場保健福祉課で行っています。

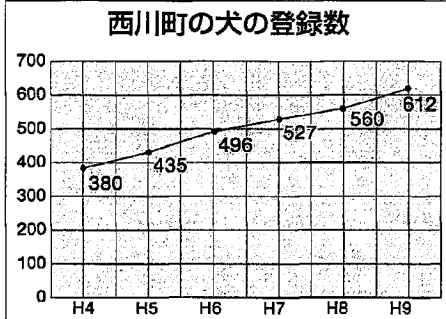
新着図書のご案内

- | | |
|--------------------|---------|
| ゲルマニウムの夜 | 花村 萬月 著 |
| 日本人はどのように森をつくってきたか | 熊崎 実 著 |
| 淳 | 土師 守 著 |
| 生殖革命 | 石原 理 著 |
| プエノスアイレス午前零時 | 藤沢 周 著 |
| 自分の壁を破る人、破れない人 | 渡部 昇一 著 |
| 霞町物語 | 浅田 次郎 著 |
| 古代ギリシアにおける女と戦争 | 櫻井 悠美 著 |
| 故宮博物院⑩ (明、清の書) | NHK出版編 |
| 妻よ | 河野 義行 著 |
| 漂流街 | 馳星 周 著 |
| 果つる底なき | 池井戸 潤 著 |
| 修羅の棲む家 | 西館 好子 著 |

他にもあります...

臨時福祉特別給付金口座振込のご案内

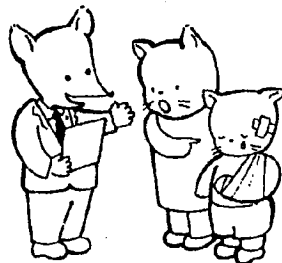
臨時福祉特別給付金支給対象者の口座振込を下記のとおり行います。
 期日 12月17日 (木)
 ※金融機関によっては、振込が遅れる場合があります
 問い合わせ
 役場保健福祉課福祉係
 ☎88-3111



無料 交通事故の相談

●電話の相談をお受けします。
 電話 025-225-1851 (直通)
 相談日 月曜から金曜日 (祝祭日を除く)
 時間 午前9時30分から12時
 午後1時から4時40分
 ※専門の相談員が親身になって相談に応じます。

●弁護士相談 (予約制・相談無料)
 相談日 毎週水曜日
 時間 午後1時から4時



—(株)日本損害保険協会 新潟自動車保険請求相談センター—

お詫びと訂正

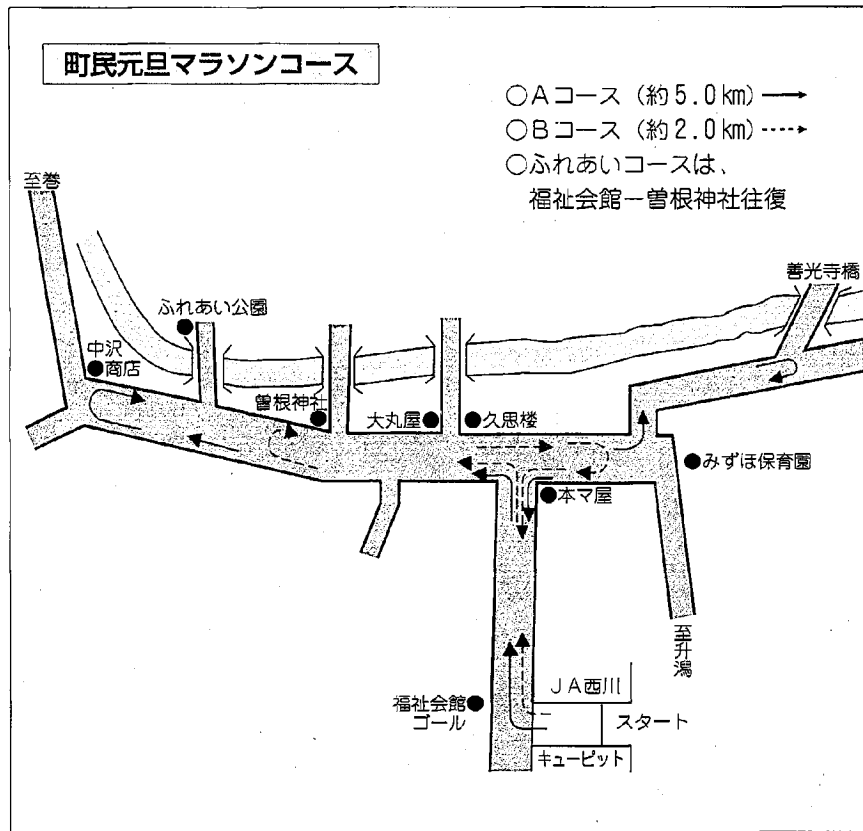
12月初旬に配布いたしました交通規制案内チラシについて
 規制期間
 町道第6-2号線
 平成10年2月19日(金)
 ↓
 平成11年2月19日(金)
 です。
 大変ご迷惑をおかけしました。

いい汗で新年のスタートを!!

第27回町民元旦マラソン大会

98年も、もうあとわずかです。何かとあわただしい毎日ですが、どうぞ身体を大切に頑張ってください。「健康こそ我が財産」というように、来る年もまた家族そろって健康でありたいものです。

元旦の朝、気持ちも新たに新春の西川町を駆け抜けてみませんか。
 コースは、一生懸命走るタイムコース(Aコース5km・Bコース2km)と、ほのぼの楽しく走る(歩く)ふれあいコースの



2通りです。自分のタイプに合わせて選んでください。
 さあ!みんなそろって元旦マラソン大会に参加しましょう。
 期日 1999年1月1日
 (実施する場合、午前8時30分に花火打ち上げ)
 受付 午前9時30分
 福祉会館
 開会式 午前10時
 スタート 午前10時30分
 コース・組
 (図を参照)
 ☆タイムコース
 Aコース(約5km)
 1組 中学生から20歳代までの男子
 2組 30歳以上の男子
 Bコース(約2km)
 1組 小学生男子
 2組 小学生女子
 3組 中学生以上の女子
 4組 40歳以上の男子
 ☆ふれあいコース(約1.5km)
 年齢、性別を問わず、誰でも参加でき、ジョギングや徒歩で福祉会館

「西川町は、道路に犬のフンのないキレイな町だ。」と言われるように心がけましょう。
 ※キチンと守っている方には迷惑な話と思いますが、あしからずお願いします。

から曾根神社を往復します。(タイムや順位は取りません)表彰 各組ごとに表彰します。
 (ふれあいコースは除く)
 優勝 賞状、優勝杯(持ち回り)、メダル
 2・3位 賞状、メダル
 4~6位 賞状
 参加費 1人100円 (傷害保険料等)
 申し込み 参加者は、本紙に折り込んである参加申込書に所要事項を記入し、参加費を添えて大会当日、受付に提出してください。(小・中学生は、保護者の承諾印が必要です。)また、参加申込書は公民館にも用意してありますので、12月25日(金)までにとりて来てください。
 問い合わせ 西川町公民館 (☎88-2334)

甘酒サービス

ゴールすると、あつたかい甘酒が待っているよ。さあ、友だちをさそってみんなで参加しよう!!
 ※町民及び町内企業勤務者以外の方についてはオープン参加となりますのでご了承ください。

親子クリスマスの集いにご参加を

西川町母子寡婦福祉会(かるがも会)では、西川荘で親子ふれあいクリスマスの集いを行います。母子の方で、母子寡婦福祉会の会員以外の方もふるってご参加ください。
 日時 12月19日(土)
 午後6時~8時30分
 場所 西川荘
 会費 1人 500円
 参加申し込み
 社会福祉協議会
 (☎88-7735)
 役場保健福祉課福祉係
 (☎88-3111)
 かるがも会会長 近藤正子

「西川町の犬の登録数は年々増えています。全世帯数を犬の登録数で割りますと約5・5世帯に1世帯が犬を飼っていることになりました。
 それだけ愛犬が増えている証拠だと思えますが、それと同じくらい犬に関する苦情も増えています。
 「毎日、家の周りにフンをしていく」「道路端や田んぼにフンをしていて困っている」など、農道や公園、道のあちこち

愛犬家のみなさん、ルール守ってますか?

自分の犬のフンを持ち帰るのは、飼い主の最低限のルールです。
 「西川町は、道路に犬のフンのないキレイな町だ。」と言われるように心がけましょう。
 ※キチンと守っている方には迷惑な話と思いますが、あしからずお願いします。

年金は請求しないと 受けられません

年金は支給要件を満たしていても、本人の請求がなければ支給されません。

老齢基礎年金の支給開始年齢は原則として65歳ですが、65歳になっても自動的に老齢基礎年金は支給されません。

65歳になったら「裁定請求書」を町役場に提出してください。支給の繰り上げ・繰り下げを希望する人は、支給開始年齢（繰り上げの場合60歳から64歳）に達した月に請求してください。

ただし、特別支給の老齢厚生年金を受けている人は、65歳到達月に社会保険業務センターから、ハガキ形式の裁定請求書を送付されますので、必要事項を記入し、町長の証明を受けて投函してください。

国民年金には、このほか障害の状態になったときの障害基礎年金、夫が死亡し、18歳までの子のある妻に支給される遺族基礎年金、第一号被保険者だけに支給される寡婦年金や死亡一時金があります。

これらの年金についても、支給要件を満たしていても本人の請求がなければ支給されません。該当していると思われるときは、町役場や三条社会保険事務所でご相談、ご請求ください。

○国民年金の保険料は社会保険料控除の対象になります

所得税の年末調整が行われる時期となりました。国民年金の保険料は、全額が社会保険料控除を受けられます。控除の対象となるのは、平成10年1月から12月までの1年間に納めたすべての国民年金の保険料です。本人の保険料だけでなく家族分の納めた保険料も含まれます。また、免除期間の追納保険料や、今年、納めたものであれば過去の未納保険料などもすべて対象になります。

●平成10年の保険料額

定額保険料		
平成10年1月～3月	1か月	12,800円
平成10年4月～12月	1か月	13,300円
平成10年1月～12月の保険料		158,100円
定額保険料と付加保険料		
平成10年1月～3月	1か月	13,200円
平成10年4月～12月	1か月	13,700円
平成10年1月～12月の保険料		162,900円

冬期間のごみ・し尿 処理にご協力を!

冬期間の「ごみ」と「し尿」の収集を次のように行いますので「清潔な住みよい町づくり」に皆さんのご協力をお願いいたします。

(1) 収集日の前日からごみを出すことのないよう、決められた場所に決められた日の朝に出してください。

なお、ごみ分別収集についてご協力をお願いします。

- （5種類分別）
- ① 燃えるごみ（一般ごみ）
 - ② 燃やされないごみ（プラスチック類）
 - ③ 燃えないごみ（危険物）
 - ④ 大型ごみ
 - ⑤ 廃乾電池

(2) 大雪で収集車が動けない日は、収集日、収集場所の変更を行うことがあります。その場合は区長、公衆衛生推進委員を通じて、各家庭に連絡します。

(4) 大雪で収集できない時は、ポリ袋等に入れて家庭に保管しておいてください。

(5) 降雪時においては、町内で収集場所の除雪パトロールを実施

平成10年度 巻町外三ヶ町村衛生組合年末始業務日程表

施設別	12月						1月					
	25(金)	26(土)	27(日)	28(月)	29(火)	30(水)	31(木)	1(金)	2(土)	3(日)	4(月)	5(火)
鑑湯清掃工場(焼却場)	通常どおり						休業					
福井一般廃棄物最終処分場(埋立地)	通常どおり						休業					
衛生センター(し尿処理場)	通常どおり						休業					
妙有院(火葬場)	通常どおり						通常どおり					

おりです。国民年金等の問い合わせは役場住民課年金係 ☎88-31111 三条社会保険事務所 ☎0256-32-2239 へおたずねください。

人間ドック助成制度を ご利用ください

町では、本年4月から一日人間ドック助成事業を実施しておりますが、平成10年度（実施期間、平成11年1月から平成11年3月まで）に検診を希望される方は申し込みしてください。人間ドック受診申込者のキャラ

検診場所	検診時期(受付内容)	検診料
岩室村大字岩室736-2 ☎82-4104 岩室温泉病院	平成11年1月～3月末日(日曜、祭日は除く)希望する日	自己負担額は15,800円(検診料37,800円(消費税込み)の内、町が22,000円を助成)ただし、婦人検診の子宮癌検診は別途料金2,000円(消費税5%外)で希望にすぎます。申請書に記入してください。
新潟県労働衛生医学協会 ☎025-267-3100 新潟県保健衛生センター	平成11年1月～3月末日(日曜、祭日は除く)希望する日	同上

ンセルで、若干の人数が申し込みに可能となっております。○対象者 次の①、②のどちらかに該当すること。① 西川町に在住し、40歳以上70歳までの方 ② 国民健康保険に加入して1年以上を経過し、国保税を完納して①に該当する方。○申込方法 印鑑を持参し、申請書に所要事項を記入のうえ、役場住民課窓口へ提出してください。(電話での受付はいたしません) 問い合わせ 西川町役場 住民課 国民健康保険係

平成11年 優秀運転者表彰の申請受付 交通安全協会西川支部

申請者の資格と要件	
ア 5年、10年表彰(地区)	カ 40年表彰、30年表彰を受けて5年以上を経過していること
イ 15年表彰(県警察本部長と県交通安全協会長の連名以下同じ) 7年または10年表彰を受けていること	キ 50年表彰、40年表彰を受けて5年以上を経過していること
ウ 20年表彰、15年表彰を受けていること	ク 運転経歴は平成10年12月31日現在で計算します
エ 25年表彰、20年表彰を受けていること	ケ 申請書は必ず本人の署名押印が必要です
オ 30年表彰、25年表彰を受けてから2年以上を経過していること	コ 申請手数料として300円と印鑑を持参ください。

申請受付の日時および会場 平成10年12月13日(日) 午前9時～12時 西川町役場ふれあいルーム101

Q 介護保険では、どのような人が 保険給付の対象となるのですか？

A (被保険者の範囲は40歳以上) (生涯を通してみると2人に1人が対象に)

○被保険者は、①65歳以上の方(第1号被保険者)と、②40歳から64歳までの方のうち医療保険に加入している方(第2号被保険者)です。

○これらの被保険者の方が、①入浴、排せつ、食事等の日常生活動作について介護を必要とする状態(要介護状態)にある、あるいは、②虚弱な状態で要介護状態とならないために適切なサービスを受けることが必要な状態(要介護状態となるおそれのある状態)である場合に、保険給付の対象となります。

○なお、40歳から64歳までの方については、脳卒中、初老期痴呆など老化に伴って生じた要介護状態に対し保険給付を行いません。

○要介護状態になったり、要介護状態となるおそれのある状態であるために、介護保険のサービスの対象となる高齢者の方は、全高齢者(65歳以上)の約13%ですが、80歳～84歳では約25%、85歳以上では約50%と見込まれます。

○また、65歳以上で亡くなった方をみると、約3人に1人は1年以上、約2人に1人は6か月以上の間、寝たきりや寝たきり起きたりの状態となっています。また現に寝たきりの高齢者の方をみると、2人に1人は3年以上となっています。

○生涯を通して見た場合、2人に1人は介護保険の給付の対象となり、その可能性は決して低いものではありません。

○なお、要介護状態などではない元気な方々に対しては、健康相談、健診などの保健事業、生きがい対策などが老人保健制度等により実施されます。

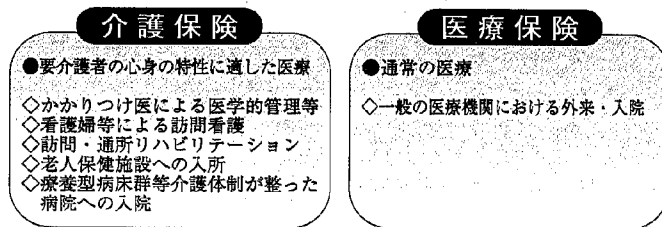
Q 介護保険により給付を受けている場合、医療保険により 医療が受けられなくなるといったことはありませんか。

A (かかりつけ医による医学的管理、訪問看護、リハビリ等をカバー) (治療が必要な要介護者には医療保険からも給付)

○高齢期において介護を必要とする方は、通常、日常生活動作について介助を必要とするだけでなく、その機能の維持回復を図ることが必要です。また、加齢に伴う心身の衰えを原因として病気を有している場合も多く見られることから、介護保険ではこうした要介護者の心身の特性を踏まえ、かかりつけ医による医学的管理等、訪問看護、訪問・通所によるリハビリテーション等の医療サービスを対象とするほか、療養型病床群(病院)や老人保健施設等の医療提供施設への入院(入所)ができることとなります。

○ただし、介護を必要とされる方であっても、病状が悪化したり、新たな病気にかかった場合などには、一般の医療機関において、外来・入院いずれの医療も受けることができます。この場合、その費用は医療保険がカバーすることとなります。

【介護保険と医療保険】



介護を必要とする方

Q 介護保険では、どのような手続きで サービスが利用できるのですか？

A ○介護保険では、介護を必要とする方が自らの意志に基づいて、利用するサービスを選択し、決定することになります。それを専門家が連携して支援する仕組みができることとなります。

○まず、要介護者は、要介護状態の基準に該当するかどうか、介護がどの程度必要なのかについて、保険者(市町村)が行なう要介護認定を受けます。なお、要介護認定の結果に不服がある時には、都道府県に設置された審査機関に不服申立てを行うことができます。

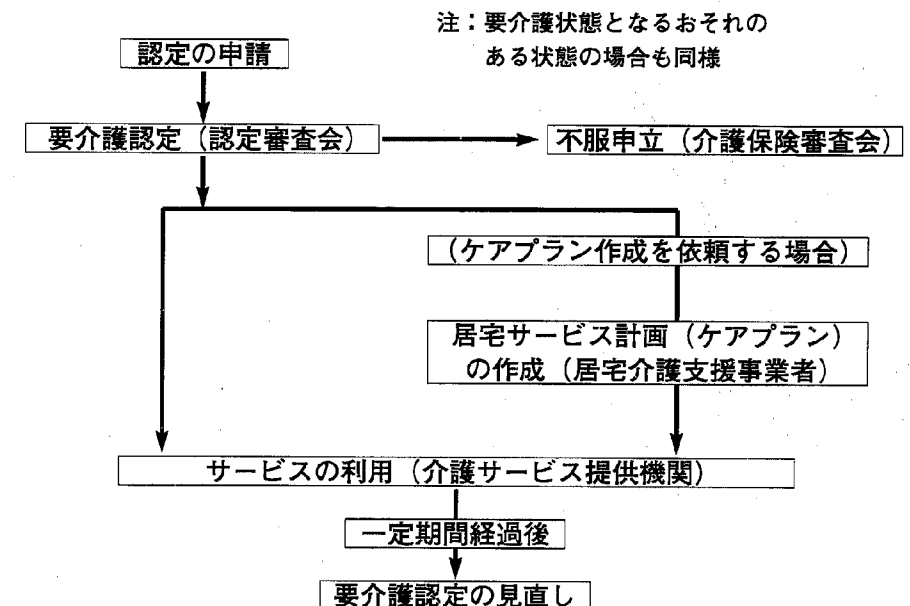
○要介護認定の結果を踏まえ、サービスを利用します。この時、本人あるいはその家族自身が直接、介護サービス提供機関に利用を申し込むことも可能ですし、自分に適したサービス内容の選定や介護サービス提供機関との調整について専門機関に依頼することもできます。

○要介護認定の結果は、一定期間ごとに見直します。

高齢者の介護を社会全体で支える仕組みを作るため、平成12年4月から介護保険制度が始まりました。介護保険制度について、皆さんで考えていきましょう。

介護保険でなんだろう？ Q&A (第6回)

【在宅サービスの利用の流れ】



老人保健制度とは

老人医療費を大切に

70歳以上のすべての方が、老人保健法による老人医療制度の対象となります。

老人保健の医療制度は、すべての健康保険が加入して、高齢者にかかる医療費を負担していく制度です。その他にも、国や県・市町村などの公費も医療費を負担しています。

近年この老人医療費が年々増加しています。お年寄りの皆さんが安心してお医者さんにかかることができるのは、多くの人達の国民健康保険税と社会保険料などによるものです。自分の医療費に関心を持って健康管理にこころがけましょう。

●手続の方法

70歳到達者
誕生日の翌月1日から、ただし、誕生日が月の初日の場合はその月からとなります。対象者に通知を出しますので、申請期間までに保険証、印鑑を持参のうえ、役場住民課国民健康保険係まで申請においでください。

65歳以上70歳未満の障害認定者

対象者に通知を出しますの申請期間までに保険証、障害の程度を証するもの（身体障害者手帳等）、印鑑を持参のうえ申請においでください。

●お医者さんにかかるとき
お医者さんで診療を受けるときは、必ず「健康手帳、老人医療受給者証と健康保険証」をお医者さんの窓口に表示して診療を受けてください。

●医療機関の窓口で支払う一部負担金

外来 (1日)	平成9年9月1日～	500円
	同じ医療機関において1か月4回まで負担する（最高2,000円）。 ★外来一部負担金の額は、平成11年度以降、医療費の伸びに応じて変わることがあります。	
入院 (1日)	平成10年度	1,100円
	平成11年度	1,200円
住民税非課税世帯等で老齢福祉年金をうけている人は、1日500円を負担する。		

※医療機関ごとに支払います。（同じ医療機関でも歯科と他の診療科は別。総合病院では診療科ごと）。

●医療機関等の窓口で支払う外来時の薬剤一部負担金

●外来時薬剤の一部負担	
内服薬（1日分）	外用薬（1調剤分）
1種類 0円	1種類 50円
2～3種類 30円	2種類 100円
4～5種類 60円	3種類以上 150円
6種類以上 100円	頓服薬（1調剤分） 1種類 10円

☆住民税非課税世帯等で老齢福祉年金をうけている人は、上記の負担が免除されます。

●医療機関の窓口で支払う入院時の食事代

●入院時食事療養費の自己負担

一般加入者	1日	760円
住民税非課税世帯等	90日までの入院	1日 650円
	90日を超える入院（過去12か月の入院日数）	1日 500円
住民税非課税世帯等で老齢福祉年金をうけている人	1日	300円

※住民税非課税世帯等の人は「標準負担額減額認定証」が必要となりますので、住民課国民健康保険係で申請をしてください。

●交通事故にあったとき
交通事故など第三者から傷害を受けた場合のケガや病気でも老人保健で治療を受けることができます。その場合老人保健で医療費を一時立て替えて支払い後日、被害者の方に代わって、加害者に請求することになります。

●こんなときは必ず届け出を！

こんなときは届け出に必要なもの いつまでに届ける

70歳になったとき	保険証 印かん	誕生日から 14日以内に
転入してきたとき	保険証 印かん	14日以内に
転出するとき	健康手帳（医療受給者証）印かん	転出するとき
死亡したとき	健康手帳（医療受給者証）印かん	14日以内に
同じ市区町村内で住所が変わったとき	健康手帳（医療受給者証）印かん	14日以内に
医療保険の変更及び そう失	保険証・健康手帳 （医療受給者証） 印かん	14日以内に
65歳以上でねたきり などになったとき	保険証・印かん 身障手帳、国民年金証書、 診断書のいずれかの書類	認定をなるべく早く
生活保護をうけるよ うになったとき	健康手帳（医療受給者証）印かん	すみやかに

治療より予防につとめよう。

かかりつけ医をもとう。

栄養、運動、休養の健康3原則を守ろう。

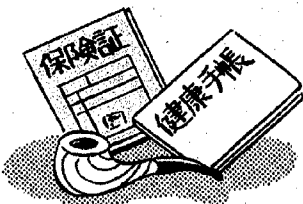
7カ条

要領よく症状の説明をしよう。

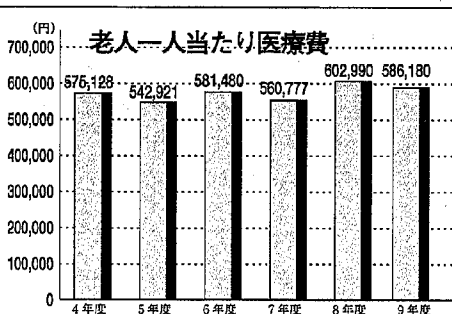
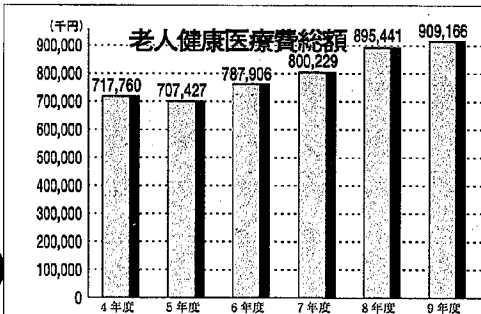
同じ病気でいくつも違うお医者さんにかかるのをやめよう。

医療費に関心を持ち、健康保持の工夫をしよう。

健康診断は積極的にうけよう。

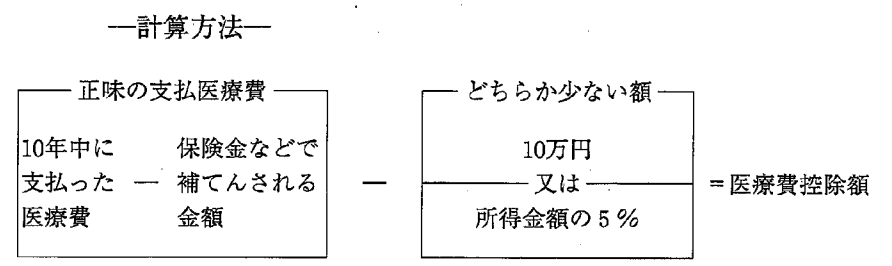


問い合わせ
役場住民課
国民健康保険係
☎ 88-3111
内線 134



●年々増加している老人医療費
平成9年度に西川町が支払った老人医療費は、9億9千166万円、お年寄り一人当たりの医療費は58万6千180円となりました。

今回は、医療費控除について説明します。医療費控除とは、平成10年中に、自分や家族の医療費を支払った場合に受けられる控除です。



医療費を支払ったとき

- (例1) 所得250万円、補てんされる金額を引いた正味の支払医療費が15万円の場合、
 $250万円 \times 5\% = 12万5千円$
 (10万円の方が少ないので)
 $15万円(医療費) - 10万円 = 5万円$ が医療費控除額
- (例2) 所得160万円、補てんされる金額を引いた正味の支払医療費が9万円の場合、
 $160万円 \times 5\% = 8万円$
 (10万円より少ないので)
 $9万円(医療費) - 8万円 = 1万円$ が医療費控除額

この控除額を所得から差し引くことにより、税負担が軽くなります(控除額全額が還付されるわけではありません)。

—控除を受けるには—

確定申告の際に、領収書等をお持ちください。レシート等の枚数が多い場合には医療機関別に分け、それぞれの金額を記入しておいてください。申告時期の間近になると税務署や役場の窓口にて、医療費の支払額をまとめる用紙(袋)が備えてありますので、その用紙にあらかじめ記入して提出されると便利です。

また、保険金などで補てんされる金額を確認しておいてください。①健康保険から支払われる療養費や出産一時金、②医療費の補てんとして支払われる損害賠償金、③損害保険、生命保険契約の医療保険金や入院給付金等が補てん金として支払われるケースがあります。

詳しくは巻務税署(☎72-2357)又は役場税務課へお尋ねください。

—医療費の範囲—

医療費控除の対象となるもの	控除の対象とならないもの
<ul style="list-style-type: none"> ● 医師・歯科医師に支払った診療費・治療費 ● 治療に必要な医薬品の購入代 ● 病院・診療所・老人保健施設・助産所へ支払った入院費 ● 医師などによる治療のためのはり・きゅう・マッサージ代 ● 保健婦や看護婦、特に依頼した人への療養上の付添料 ● 助産婦によるお産の介助料 ● 入院の部屋代や食事代、医療器具の購入代や賃借料で通常必要なもの ● 入院・通院に必要な交通費(バス代・電車代) ● 治療に必要な眼鏡、補聴器、松葉づえなどの購入費 ● 6か月以上寝たきりの方のおむつ代(医師による「おむつ使用証明書」の発行日以降の領収書があるもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 美容整形の費用 ● ビタミン剤や漢方薬などで、治療・療養に必要でないもの ● 人間ドック・健康診断の費用(診断の結果、治療を受けることになった場合は控除の対象) ● 治療に必要でない眼鏡、補聴器、松葉づえなどの購入費 ● 通院に自家用車を使用した場合のガソリン代、駐車代



取り壊した家屋は届出を!

固定資産税(土地・家屋は、毎年1月1日を基準日として、その資産の所有者に課税されています)。

新・増改築の際や老朽化、災害等のために、一部又は全部を取り壊した家屋については、次の手続きを行ってください。

(一)登記のある家屋: 法務局への滅失登記

(二)登記のない家屋: 役場への滅失の届出

(三)の手続きにより、家屋の固定資産税は、翌年(平成11年度)から減額されます。

問い合わせ先
 役場税務課資産税係
 ☎88-3111 内線154

「子育てを応援します」

児童手当制度

児童手当は、3歳未満の児童を養育している人に支給されます。

- ただし、前年(1月から5月分の手当については前々年)の所得が一定額以上の場合には、所得制限により支給されません。
- 手当の月額
- 第1子 5,000円
 - 第2子 5,000円
 - 第3子以降 10,000円

○手当の支給

認定請求をした日の属する月の翌月から開始(一部特例があります)され、支給事由の消滅した日の属する月分で終わります。

原則としては手当は、2月・6月・10月にそれぞれの前月分までが、届け出のあった金融機関の口座に振り込まれます。

○特例給付
 所得制限により児童手当を受けれないサラリーマン(厚生年金等に加入している人)については、その人の前年(1月から5月分の手当については前々年)の所得が一定額未満の場合に限って、特例給付(児童手当と同額)が支給されます。

ただし、会社等を退職し厚生年金等の資格がなくなった場合は受給資格もなくなりますので、役場へ喪失届を提出してください。届け出がないと、手当を返還して頂かなければならぬのでご注意ください。

児童扶養手当制度

○支給対象

父と生計を同じくしていない児童に対し、心身の健全な成長、福祉の増進を図ることを目的として、児童を養育している母、または母に代わって児童を養育している人に支給されます。

○また、父が重度の障害者である場合も支給されます。

中程度以上の障害とは

1 級	2 級
<ol style="list-style-type: none"> 両眼の視力の和が0.04以下のもの 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 両上肢のすべての指を欠くもの 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 両下肢を足関節以上で欠くもの 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの 	<ol style="list-style-type: none"> 両眼の視力の和が0.08以下のもの 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの 平衡機能に著しい障害を有するもの そしゃく機能に欠くもの 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの 両上肢の親指及び人差し指又は中指の機能に著しい障害を有するもの 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 一上肢のすべての指を欠くもの 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 両下肢のすべての指を欠くもの 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 一下肢を足関節以上で欠くもの 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

- る場合も支給されます。
- 対象となる児童
 18歳未満の児童または20歳未満でおおむね中程度以上の障害がある児童のうち次のいずれかに該当する児童です。
- (1) 父母が離婚した児童
 - (2) 父が死亡した児童(公的年金を受けられるときを除く)
 - (3) 父が重度の障害者である児童
 - (4) 父の生死が明らかでない児童
 - (5) 父から1年以上遺棄(おきざり)されている児童
 - (6) 父が法令等により1年以上拘禁されている児童
 - (7) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
 - (8) 棄児などで出生の事情が明らかでない児童
- ただし、国内に住所がない児童、里親に委託されている児童、児童福祉施設に入所している児童、また、児童が公的年金を受給できるときや、その児童が父に支給される公的年金給付額の加算対象となっていないとき、手当は支給されません。

○所得制限

手当を請求する人の前年の所得が一定額以上のときは、手当の全部または一部の支給が停止されます。また、手当を請求する人の配偶者及び同居している扶養義務者の所得が一定額以上のときも、手当は支給されません。

特別児童扶養手当制度

○支給対象

目や耳、体の不自由な児童、日常生活を制限される程度の病気のある児童、ちえおくれや情

緒障害のある児童などを家庭で育てている父や母、あるいは父母に代わって児童を育てている人に児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。

○対象となる児童
 20歳未満で身体または精神に重度障害または中度障害(別表を参考)がある児童

※ ただし、次のいずれかに該当するときは、手当は支給できません。

- (1) 日本に住んでいないとき
- (2) 児童が肢体不自由施設や精神薄弱児施設などに入所しているとき(母子入所である場合や通園施設の場合は除きます)
- (3) 児童が障害を理由として厚生年金などの公的年金給付を受けることができるとき

○所得制限
 手当を請求する人の前年の所得が一定額以上のときは、手当の全部または一部の支給が停止されます。また、手当を請求する人の配偶者及び同居している扶養義務者の所得が一定額以上のときも、手当は支給されません。

※ 詳しくは、保健福祉課福祉係
 ☎88-3111 内線142
 へ問い合わせください。

西川町心の 心の教育

教育推進活動 フォーラム開催!

○升潟小学校

「やぎとなかよし」

1年 椎谷美咲 椎谷亜由美 酒井祐香
山木美穂 樋口哲平 渡邊美穂
渡邊由衣 早渡仁美 中村大志
(保護者 山木ひろみ)

2年 穂苅香寿美 本田瑞季
南須原 凌

(保護者 南須原江利子)

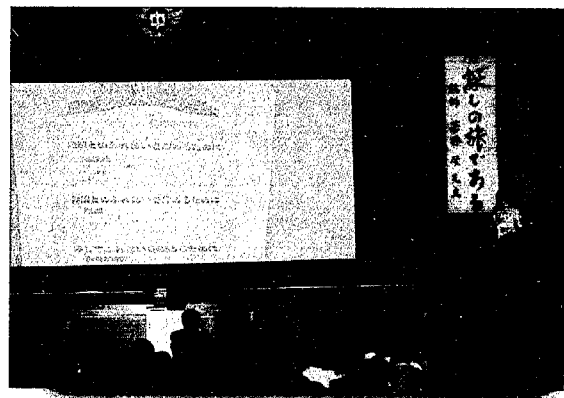
「お年寄りとの触れ合い」

6年 中村 翼 高橋彩香

○西川中学校

「わたしのボランティア活動」

3年 近藤亜紀奈



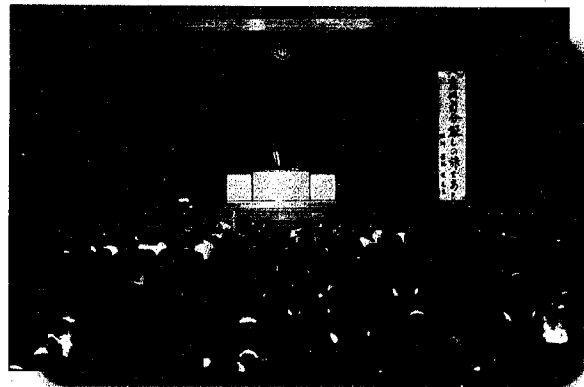
3 講演会

演題 「人生は自分探しの旅である」

講師 若林 栄 先生

元新潟市立栄小学校長

新潟県青少年育成アドバイザー連絡協議会長 等



人間としていかに生きるべきか。子どもに生きる力を育て、豊かな心を育むために、学校、家庭、地域社会がそれぞれの機能を発揮するとともに、よりよく連携する必要がある。子どもが悪いことをした背景には親の責任もある。子どもたちよ、自分の心身に内臓する脈脈を探し続けて欲しい。それが人生だ。等々

先生のこれまでの経歴を生かされ、小中学生にも保護者・町民の皆様にもわかりやすくお話頂いたご講演でした。

1 道徳の授業公開

西川中学校の全学級で道徳の授業が公開されました。どの教室でも生徒と教師が真剣に道徳の授業に取り組む姿にあふれ、授業を参観しておられた町民の皆様も賛辞をおくっておられました。



2 児童・生徒の体験発表



各小中学校の代表児童・生徒が体験を通して学んだことを発表してくれました。発表者と題目は次のとおりです。

○鐘郷小学校

「ふれあいを通して思いやりのあふれる学校を」

6年 金子奈穂 滝沢綾美 上村拓実 真島 康

「縄ない体験」

5年 小林真季子

○曾根小学校

「わたしたちのボランティア活動」

6年 碓谷有希 磯邊かの子

「花いっぱい学校に」

6年 水野陽太

「みんな友達、わたしたちのあいさつ運動」

6年 込山善昭

冬の道路確保・除雪作業にご協力を!

本年度も例年どおり、町内主要道路及び生活関連道路の機械除雪を行い、町民のみなさんの交通の確保をしていきます。
なお、円滑な除雪作業を行うため、次の点にご協力をお願いいたします。

- 一 除雪作業の支障となりますので、自動車等を道路上に放置・駐車しないでください。
- 二 車庫等の出入口に設置してある乗入板等は、撤去していただく。
- 三 道路上に出ている樹木・竹等の枝おろしをするなど事前に処理しておくください。
- 四 住宅等の出入口の除雪は、各戸で処理してください。
- 五 除雪作業により破損しやすいものや、畑などに排雪してほしくないところには、竹竿等に赤布を付けるなど、分かるようにしておいてください。
- 六 除雪作業中は危険ですので、子供などが除雪車に近づかないようにしてください。
- 七 除雪作業についての問い合わせは、区長さんを通じて行ってください。

平成10年度 除雪区域割	
業者名	町内名
遠藤建設株式会社	矢島・天竺堂・真田・横島団地
小林設備工業株式会社	押付・押付団地・美里・西次上・下山・新栄町
有限会社建設	鮎代官橋通南側・学校町・水道町
有限会社加藤建設	六分・一番町～八番町・千隈町・朝日町
株式会社八百板組	九番町・東町・見帯
佐藤建材	鮎代官橋通北側・平野・善光寺・桑山・横島・川崎・川崎団地
深沢建設株式会社	旗屋・旗屋工業団地・松崎・大正通・藤見町
世紀東急工業株式会社 北陸支店新潟営業所	上組～升岡・広城農道・新川
株式会社新湯藤田組	升岡工業団地・升岡団地
公成建設	川西～三角野

道路に出ている樹木等の手入れをお願いします

道路を見て回ると庭木や樹木等が道路に出ていることが大変多く見られます。
普段は何気ない木の枝でも、これからの降雪時には、積もった雪の重さでたれ下がり、道路除雪作業に支障があるだけでなく、時には車の通行や歩行者に危険な場合もありますので、冬季間の道路交通に支障のないよう、また、歩行者の安全のためにも今のうちから樹木等の枝打ち処理等、皆さんのご協力をお願いいたします。

12月は大気汚染防止推進月間です

- 大気をきれいにするため、車のつかあいや、10項目を実践しましょう。
- ① アイドリングは、ストップしましょう。
 - ② 空ぶかしは、しないようにしましょう。
 - ③ 急発進・急加速は、しないようにしましょう。
 - ④ 不要な荷物を載せないように。

12月は地球温暖化防止月間です。今日からあなたもエコライフ!

～便利で快適な暮らしが、地球をだんだんダメにする～
見ていないテレビのスイッチは切ろう。
冷房は高めに、暖房は低めに温度を設定しよう。
歯磨きのとき、水の出っぱなしをやめよう。
自動車を駐車させているときは、エンジンを切ろう。

精神薄弱者更生施設「ねむの木工房」開設のお知らせ

西浦原福祉事務組合では、通所による精神薄弱者更生施設として「ねむの木工房」を平成11年4月から開設することとしています。通所を希望される方は、次により申し込みください。

施設の名称

精神薄弱者更生施設(分場)

「やこの里分場ねむの木工房」

開設年月日

平成11年4月1日

入所定員

通所19名

設置主体

西浦原福祉事務組合

施設所在地

西浦原部分水町大字国上

4146-1

通所対象者

平成11年3月31日現在で15歳以上の精神薄弱児・者(既に他施設に入所、通所している児・者も含みます)

通所後の費用

本人の収入、家族の方の課税状況により決定されます。

申込締切り

12月21日(月)

申込先

役場保健福祉課

☎88-3111 内線141
相談窓口

巻地域福祉センター(福祉課)でも相談に応じています。
☎72-0925

野鳥写真展作品募集

新潟県愛鳥センターでは、県民に野鳥に対する関心を高め、自然保護思想の普及啓発を図るため作品を次のとおり募集します。

作品作成要領

- (1) 写真は新潟県内で撮影したものに限る。
- (2) 写真は日本に生息する野鳥を対象とし、愛鳥思想の高揚普及に沿ったものとする。
- (3) 応募資格 新潟県内在住者に限る。
- (4) 写真 未発表のものに限る。
- (5) 写真の大きさ 2L版
- (6) データ及び記名 写真の裏面に、①題名(鳥の種類名)②撮影場所③撮影年月日④撮影者の住所・氏名・電話番号を明記すること。
- (7) 応募写真について 応募した写真は返却しません。また、新潟県主催行事の展示等に利用させて頂く場合があります。

年末年始の交通事故防止運動 12月11日(金)～12月31日(木)

この時期は、忘年会等による飲酒運転の増加や、積雪・凍結等による道路交通環境の悪化に伴う交通事故の多発が予想されます。更に依然として高齢者の交通事故も多発しています。

県民一人一人が交通安全知識をもち、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故防止に心掛けましょう。

嫌いでず飲んで

乗る人

飲ませる人

- 早めに冬道用タイヤの準備・交換(装着)
- 毎月10日は、交通安全家庭の日
- 毎月4日～10日は、シートベルト着用強調週間

合同文化祭・バザーご支援に対するお礼
去る11月3日、3施設合同で開催しました文化祭・バザーにおきましては、多大なるご支援・ご協力を賜りましたことに深く感謝を申し上げます。
今後とも、皆様のご厚情に沿うべく努力いたしますので、今後とも一層のご支援をお願い申し上げます。

新潟みずほ園
みのり園
第2みずほ園

入札結果公表

(百万円以上)

入札日	工事名	場所	工事費	工期	業者名
10.27	町道第601-1号線 舗装新設工事	東町地内	千円 6,930	10.10.27～ 11.2.23	(株)水倉組巻支店
11.17	町道第61・129号線 道路改良工事	下山地内	5,145	10.11.17～ 11.2.24	遠藤建設(株)
11.17	町道第1号線 側溝新設工事	西地 次上内	1,260	10.11.17～ 11.1.15	(株)加藤建設

おめでた

氏名	生月日	保護者	町内名
皆川 沙彩	10/14	文明	升湯団地
中村 剛志	10/18	和之旗	屋
小池 真生	10/19	徹	二番町
斎藤 啓詞	10/20	克弘	松崎
佐藤 成	10/22	勝之旗	屋
若月 峻也	10/24	礼昭	新栄町
木村 海越	11/2	繁	升岡
岡村 幸哉	11/3	哲志	真田
渡辺 竜也	11/4	和則	新栄町

ごけっこん

氏名(旧氏)	世帯主	町内名
井島 正一 (岸田) 圭子	井島 正一	鯉第二区
早川 崇之 (山岸) 早恵理	早川 昭亜	五番町
山本 和志 (山本) 小百合	山本 陸栄	上組
神田 寿喜 (神田) 恵美子	神田 一衛	新田

おくやみ

氏名	年齢	死亡月日	世帯主	町内名
小林 ハツイ	72	11/5	本人	大湯(徳助)
樋口 チヨ	60	11/5	義春	押付

町民のうごき欄に掲載を希望されない方は、戸籍窓口に出届の際にお申し出ください。

わたしの作品



鎧郷小学校 6年

星野 智子さん (押付)

【談】 わたしは「植物を大切に」というテーマでポスターをかきました。色画用紙を切って花びらや葉っぱにしりすバッタリングでちょうの形をあらわしたりしました。

「植物を大切に」という文字はおり紙を小さく切ってはりました。とっても時間がかかったけどさいごまで心を込めて仕上げたのでまん足しています。



わが家の人気者



ミーヤちゃん

私は「ミーヤ」新潟の白山市場で、ヨタヨタしていた所を高二のお姉さんが拾ってくれたのお。夜汽車に乗って、大湯に着いた時は、家族皆んなビックリ。やせて今にも死にそうな様子だったんヨ！食べれ、食べれと、そのあと二週間余やとぶくぶくと健康になったニャー！（ネコ語）

佐藤 和枝さん (大湯)

このコーナーに登場してくれるちびっこ・赤ちゃん・ペットを募集しています。企画課まで連絡してください。